

他の自治体の再生可能エネルギー条例の事例

(1) 神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

平成 25 年 7 月公布、26 年 4 月施行

- ・ 前文
- ・ 目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、施策の基本方針
- ・ 基本計画*、関連産業の振興、研究開発の推進等、事業者等の自発的な活動の促進、学習の推進及び知識の普及啓発、顕彰、実施状況の公表

* 基本計画：「かながわスマートエネルギー構想」

(2) 湖南省地域自然エネルギー基本条例

平成 24 年 9 月公布、施行

- ・ 前文
- ・ 目的、定義、基本理念*、市の役割、事業者の役割、市民の役割
- ・ 連携の推進等、学習の推進及び普及啓発

* 基本理念：相互協力・自然エネルギーは地域固有の資源・地域の主体が地域の発展のために活用・持続性のある活用・公平性

(3) 飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例

平成 25 年 3 月公布、4 月施行

- ・ 目的、用語の意義、地域環境権*、地域環境権の行使、市長の責務、市民の役割、事業者の役割
- ・ 支援する事業、支援のための申出等、市長による支援、実施者の公募、飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会、審査会の組織、会長、臨時委員、守秘義務、助言、答申内容の公告、飯田市再生可能エネルギー推進基金、基金への繰入れ、資金の貸付け、償還、貸付けの決定の取消し、委任

* 「地域環境権」：市民は自然環境や暮らしと調和する方法により再生可能エネルギー資源を再生可能エネルギーとして利用し、調和的な生活環境の下に生存する権利を有する。